

明石市競争入札等参加資格審査の追加申請要領（物品・サービス）

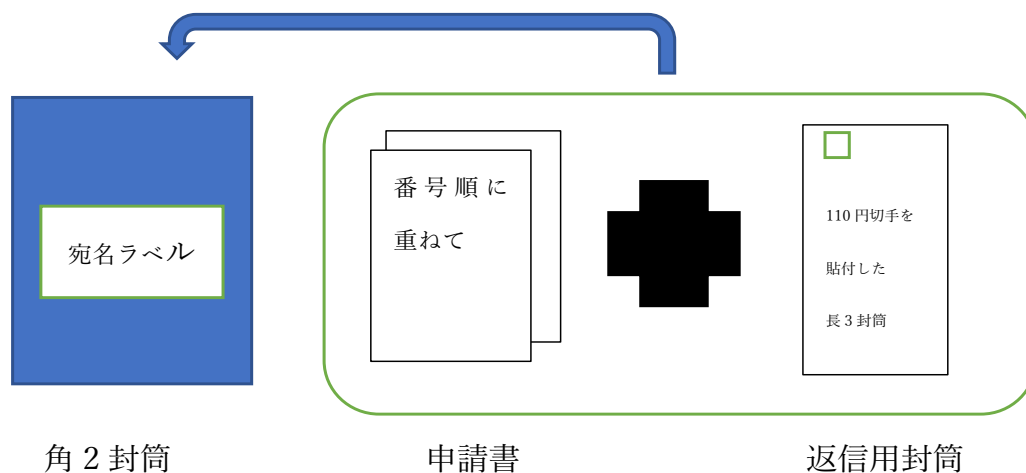
明石市及び明石市上下水道局が発注する物品の製造・売買及びサービス業務に係る競争入札等に参加するため、追加により資格審査を受けようとする方は、下記要領により申請書を提出してください。

- 1. 申請資格**
- ① 競争入札等において当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者でないこと。
 - ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
 - ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - ④ 明石市契約規則(平成5年規則第10号)第3条各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ⑤ 法人税(個人企業にあつては所得税)、消費税及び地方消費税並びに明石市内に本店、支店、営業所等がある場合には、本市の市税に未納がない者(ただし、災害等により地方税法又は国税通則法の規定に基づき徴収猶予又は納税の猶予を受けている場合は受け付けます。)
 - ⑥ 官公署等の許可及び登録等の制度のある営業にあつては当該許可等を受けている者。
 - ⑦ サービス業務の部については、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険のすべてに加入していること。(ただし、「加入義務なし」の者は除く。)

2. 申請時期 随時

3. 申請書類 別表「申請書類一覧表」のとおり（提出部数は1部）

- 4. 提出方法**
- ① 郵送のみでお願いします。
 - ② 角2封筒(A4用紙が折らずに入るサイズ)に必ず表面に宛名ラベルを貼付し、申請書類一式を、別表「申請書類一覧表」の番号順に重ね、110円切手を貼付した返信用封筒(長3サイズ)とともに、角2封筒に入れ、下記まで郵送してください。



- ③ ファイル綴じやクリップどめは不要です。
- ④ レターパックで送付する場合は、宛名ラベルを貼った角2封筒に書類を入れ、封筒ごとレターパックに入れて郵送してください。
- ⑤ 他の部門の申請もされる方は、それぞれで封筒を作成し、申請してください。

5. 提出先 〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市役所 財務室契約担当「登録受付」係（必ず宛名ラベルを封筒表面に貼ってください。）

6. 提出締切日 偶数月の末日

- ※ 当該日が明石市の休日を定める条例(平成3年条例第4号)第2条に定める市の休日(以下「休日」という。)である場合は、その直前の休日でない日とする。
- ※ 次期の定期の資格審査に基づく資格認定の直前の2月を除く。

7. 申請書の補正期日 提出締切日の属する月の翌月の15日 ※ 15日が休日である場合は、その直前の休日でない日とする。

8. 参加資格の有効期間 資格認定の日から**2027年3月31日**まで

※ 提出締切日の属する月の翌々月の1日を資格の有効期間開始日とするが、申請内容に不備があり、前項に定める補正期日までに補正が完了しない場合にあっては、申請書を差し戻し、認定は行わない。

- 9. 注意事項**
- ① 申請書類の記載にあたり、故意に虚偽の事項を記入した場合又は必要な事項が脱落している場合には、受付できませんので注意してください。
 - ② 受任者印、使用印は職名表示のある職印(私印でない)をもって押印してください。
 - ③ 明石市及び明石市上下水道局は、一括受付します。
 - ④ 市内業者の方については、必要に応じ来庁をお願いすることがあります。
 - ⑤ 書類不備の方は、補正日を設けますので来庁等により補正をお願いします。
 - ⑥ 記入につき不明な点がある場合は、財務室契約担当Tel (078) 918-5012(平日 午前8:55～午後5:40)又はe-mail keiyaku@city.akashi.lg.jpまでお問い合わせください。